

運 営 規 程

令和 7 年 1 月 1 日 改定版

社会福祉法人 太子福祉会

指定（介護予防）ユニット型短期入所生活介護

陽だまりの家

目 次

第1章 事業の目的及び運営方針

第1条（目的）

第2条（運営方針）

第2章 事業所の名称等

第3条（事業所の名称等）

第3章 従業者の職種、員数及び職務内容

第4条（従業者の職種、員数）

第5条（職務内容）

第4章 利用定員

第6条（定員）

第5章 利用者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

第7条（居宅サービス計画の作成と開示）

第17条（相談、援助）

第8条（サービスの提供）

第18条（機能訓練）

第9条（サービス提供の記録と連携）

第19条（社会生活上の適宜の供与等）

第10条（居室及びユニット）

第20条（介護）

第11条（共同生活室）

第21条（理美容室サービス）

第12条（入浴）

第22条（健康保持）

第13条（排泄）

第23条（栄養管理）

第14条（離床・着替え・整容等）

第24条（金銭等管理）

第15条（食事の提供）

第25条（緊急時の対応）

第16条（送迎）

第26条（利用料）

第6章 事業所利用に当たっての留意事項及び従業者の義務

第27条（自己選択の生活と共同生活への尊重）

第32条（事故発生の防止及び発生時の対応）

第28条（面会）

第33条（事業所内の禁止行為）

第29条（健康留意）

第34条（事業所の入退所）

第30条（衛生保持）

第35条（秘密の保持）

第31条（感染症対策）

第7章 非常災害対策

第36条（災害、非常時への対応）

第8章 その他の運営についての重要事項

第37条（人権の擁護及び虐待の防止のための措置） 第43条（苦情対応）

第38条（身体的拘束等）

第44条（介護サービス情報の公表）

第39条（褥瘡対策等）

第45条（業務継続計画の策定等）

第40条（利用資格）

第46条（その他運営についての留意事項）

第41条（内容及び手続きの説明及び同意、契約） 第47条（県条例）

第42条（事業所・設備）

第9章 雑則

第48条（委任）

第49条（改廃）

附則

指定（介護予防）ユニット型短期入所生活介護 「陽だまりの家」運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

第1条（目的）

社会福祉法人太子福祉会が開設する「陽だまりの家」（以下、「事業所」という。）が行う「指定（介護予防）ユニット型短期入所生活介護」の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、介護保険法に基づき「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の遵守を通じて、業務の適正かつ円滑な執行と利用者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

第2条（運営方針）

1 事業所は、利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指すものとする

2 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する市区町村や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

第2章 事業所の名称等

第3条（事業所の名称等）

名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 陽だまりの家
- 2 所在地 兵庫県加古川市平岡町土山423-17

第3章 従業者の職種、員数及び職務内容

第4条（従業者の職種、員数）

1 事業所は、介護保険法に基づく「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等示された所定の従業者を満たした上で、次のように配置するものとする。ただし、法令の定める範囲内で兼務することができるものとし、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 施設長（管理者） | 1名 |
| (2) 医師 | 1名（嘱託可） |
| (3) ユニットリーダー | 3名以上 |

(4)	生活相談員	1名以上
(5)	看護職員	1名以上
(6)	介護職員	9名以上
(7)	機能訓練指導員	1名以上
(8)	管理栄養士又は栄養士	1名以上
(9)	調理員	実情に応じた適当数
(10)	事務員	実情に応じた適当数

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の従業者を置くことができる。

第5条（職務内容）

1 従業者は、事業所の設置目的を達成するため必要な職務を行う。詳細は【職務分担表】によることとする。

- (1) 施設長（管理者）は、事業所の業務を統括すると共に福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を従業者に伝え指導する。施設長（管理者）に事故があるときは、あらかじめ施設長（管理者）が定めた従業者が施設長（管理者）の職務を代行する。
- (2) 医師は、利用者及び従業者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) ユニットリーダーは、ユニットの業務を統括する。
- (4) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。また、利用者の心身の状況等に沿った【介護計画書】を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して利用者の満足度を確保する。
- (5) 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。また、医師の指示を受け、看取り介護に係る体制整備を図る。
- (6) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (7) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 管理栄養士（又は栄養士）は、献立作成、栄養管理・栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
- (9) 調理員は、管理栄養士（又は栄養士）の指示を受け、利用者に対し適切な調理業務に従事する。
- (10) 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。

2 従業者は、別に定める【介護マニュアル等】を遵守することとする。

3 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

第4章 利用定員

第6条（定員）

- 1 事業所の利用定員は、29名とする。
- 2 事業所は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて入所させることはない。

第5章 利用者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

第7条（居宅サービス計画の作成と開示）

- 1 生活相談員は、おおむね4日以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、従業者と協議のうえ、サービスの内容等を記載した【短期入所生活介護計画書又は介護予防短期入所生活介護計画書（以下【短期入所生活介護計画書等】という。）】を作成し、利用者又はその家族に対して説明し、文書により合意を得るものとする。
- 2 【短期入所生活介護計画書等】の作成に当たっては、既に【居宅サービス計画書】が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 3 上記に基づくサービス提供記録は、希望に応じて9時から17時の間に、事業所内にて閲覧できるものとする。
- 4 上記の記録は、利用契約終了後5年間保存しなければならない。

第8条（サービスの提供）

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して、【短期入所生活介護計画書等】に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように面談の上、説明を行わなければならない。また、【短期入所生活介護計画書等】を基本としてサービスを提供するものとする。

第9条（サービス提供の記録と連携）

- 1 事業所は、【短期入所生活介護計画書等】に則って行ったサービス提供の状況やその折の利用者の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとする。
- 2 事業所は、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第10条（居室及びユニット）

事業所が提供する居室は【重要事項説明書】に記載するとおりとする。

第 1 1 条（共同生活室）

- 1 共同生活室は、利用者が交流し、共同生活を営めるよう必要な設備・構造となっている。
- 2 利用者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるよう共同生活室に簡易な調理設備が設置されている。

第 1 2 条（入浴）

- 1 週間に 2 回以上、入浴又は清拭を行う。ただし、利用者に傷病や伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴を適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。

第 1 3 条（排泄）

- 1 利用者の心身の状況に応じて、また、個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 2 おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えるものとする。

第 1 4 条（離床・着替え・整容等）

- 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

第 1 5 条（食事の提供）

- 1 食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に提供する。
- 2 最低 1 日前に、あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。
- 3 栄養室が提供する食事以外で、利用者が個別に希望されるメニューは実費とする。
- 4 医師の処方箋による特別食は、実費とする。

第 1 6 条（送迎）

- 1 利用者の入所及び退所時には、利用者の希望・状態により自宅まで送迎を行う。
- 2 送迎を行う通常の実施地域は、加古川市、高砂市、播磨町、稲美町、明石市（大久保町、魚住町、二見町） とする。

第 1 7 条（相談、援助）

- 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

第18条（機能訓練）

利用者の心身の状況等に応じて、利用者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

第19条（社会生活上の適宜の供与等）

趣味、教養、娯楽設備等を整え、利用者が自ら希望・選択する自律的な生活を送れるよう支援するものとする。

年間行事計画

4月	花見、健康診断、誕生会
5月	誕生会
6月	誕生会
7月	七夕、誕生会
8月	夏祭り、誕生会
9月	敬老会、誕生会
10月	誕生会
11月	インフルエンザ予防接種、健康診断、誕生会
12月	クリスマス、柚子湯、インフルエンザ予防接種、誕生会
1月	正月祝、誕生会
2月	節分、誕生会
3月	ひな祭り、誕生会

第20条（介護）

上記の他に離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の利用者の状態に合わせ、【短期入所生活介護計画書等】にそって提供するものとする。

第21条（理美容室サービス）

理美容師の訪問日に、利用者の希望に合わせて【別紙】に定める料金にて提供することとする。

第22条（健康保持）

医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

第23条（栄養管理）

1 個々の利用者の栄養状態に着目した栄養管理・栄養ケアマネジメントを医師、管理栄養士（又は栄養士）、看護職員、介護職員等の多職種協働により行なうものとする。

2 利用者全員に栄養ケアマネジメントを行い、必要者には経口摂取に移行するための栄

養管理や療養食の提供を行なうものとする。

3 利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。

第24条（金銭等管理）

金銭等は、原則、利用者の管理とする。

第25条（緊急時の対応）

1 身体の状態の急激な変化等で緊急に従業者の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で従業者の対応を求めることができる。

2 従業者はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 利用者が、あらかじめ緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行うものとする。

第26条（利用料）

1 事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅サービスに係る費用として【重要事項説明書】記載の利用料の1～3割相当分と宿泊費用、食事代、日常生活等に要する費用及び通常の実施地域を越える送迎費（1km200円）の合計額とする。

2 利用者の選定に基づく特別な食費等追加的費用は、【重要事項説明書】記載の利用料とする。

3 利用者は、法定代理受領サービス等に該当するサービスを受ける場合や、生活保護制度を利用する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。

4 利用者は、月額利用料を翌月15日から月末までに、事業所に現金又は自動口座振替で支払うものとする。

第6章 事業所利用に当たっての留意事項及び従業者の義務

第27条（自己選択の生活と共同生活への尊重）

利用者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることをも深く認識し、事業所の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

第28条（面会）

利用者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備えつけの用紙にその氏名を記録するものとする。施設長（管理者）は特に必要があるときは面会の場所、時間、方法を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず従業者に伝えるものとする。

第 29 条（健康留意）

利用者は、努めて健康に留意するものとする。

第 30 条（衛生保持）

- 1 利用者は事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、事業所に協力するものとする。
- 2 利用に当たって、感染症、害虫の館内持込防止等環境衛生保持のため、衣類・家具等持込品については、事前に殺虫・防虫・消毒処理を受けなければならない。
- 3 施設長（管理者）、医師、看護職員、その他の従業者及び衛生管理者は、次の各号の実施に努めなければならない。
 - （1）衛生知識の普及、伝達。
 - （2）適宜のリネン・ベッドマット等の交換。
 - （3）原則年 2 回の全館防虫防鼠消毒及び年 1 回の大掃除。
 - （4）その他必要なこと。

第 31 条（感染症対策）

事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）【感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針】を策定し、対策委員会（テレビ電話装置等の活用可能）にて随意見直すこと。
- （2）感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね 6 ヶ月に 1 回開催する。
- （3）従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- （4）その他関係通知の遵守、徹底。

第 32 条（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 1 事業所は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために【事故発生の指針】を定め、事故を防止するための体制を整備する。
- 2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第33条（事業所内の禁止行為）

利用者及び従業者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- （1）けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- （2）政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- （3）指定した場所以外で火気を用いること。
- （4）健康増進法に則り、所定場所以外での喫煙をすること。
- （5）事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- （6）故意又は無断で、事業所若しくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所外に持ち出すこと。

第34条（事業所の入退所）

1 事業所の利用者は、あらかじめ定めた日時に入所し、利用期間が満了したときは速やかに退所するものとする。

2 入所及び退所の時間は、原則として次の各号に掲げるものとする。

- （1）入所時間 11時
- （2）退所時間 17時

3 利用者は、利用期間中に利用の中止又は利用期間等を変更する必要があるときは、直ちに事業所へ届け出るものとする。

第35条（秘密の保持）

1 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める【情報提供同意書】により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿すること。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第7章 非常災害対策

第36条（災害、非常時への対応）

- 1 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。
- 2 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、従業者及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を年2回以上実施する。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。
- 3 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、従業者に事態の発生を知らせるものとする。
- 4 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。
- 5 備蓄食料品は、3日分とする。

第8章 その他の運営についての重要事項

第37条（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - （1）人権の擁護、虐待の防止等に関する措置を適切に実施するための担当者を置き必要な体制を整備する。
 - （2）成年後見制度の利用を支援する。
 - （3）事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また、虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ市区町村へ報告するものとする。
 - （4）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - （5）虐待の防止のための指針を整備する。
 - （6）虐待の防止を啓発・普及するための従業者に対する研修を定期的実施する。
- 2 従業者は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
 - （1）殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
 - （2）合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
 - （3）部屋から閉め出したり、閉じ込めるなどして叱ること。
 - （4）強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - （5）食事を与えないこと。
 - （6）利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。

- (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 事業所を退所させる等、脅かすような言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該利用者を無視すること。

第38条（身体的拘束等）

事業所は、利用者の身体的拘束等は行わない。万一、利用者又は他の利用者、従業者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には【利用者の身体的拘束等に伴う申請書】に家族の同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができる。

- (1) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (3) 身体的拘束等の適正化の為の指針を整備すること。
- (4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第39条（褥瘡対策等）

事業所は、利用者に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに【対策指針】を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

第40条（利用資格）

事業所の利用資格は、要介護認定にて要介護（介護予防短期入所生活介護事業所利用の場合は要支援）と認定され、本事業所の利用を希望する方であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる利用者及びその他法令により入所できる利用者とする。

第41条（内容及び手続きの説明及び同意、契約）

1 利用に当たっては、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、【重要事項説明書、契約書及び契約書別紙】を交付して説明を行い、利用申込者との合意の上、【契約書】を締結するものとする。

2 事業所は【運営規程】を利用者又はその家族が閲覧できるように設置する。

第42条（事業所・設備）

1 事業所・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長（管理者）が利用者と協議の上決定するものとする。

- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占有してはならないものとする。
- 3 事業所・設備等の維持管理は従業者が行うものとする。

第43条（苦情対応）

利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合事業所は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者又はその家族に報告するものとする。なお、苦情受付窓口は【重要事項説明書】に記載されたとおりである。

第44条（介護サービス情報の公表）

社会福祉法第24条等及び介護保険法に則り、社会福祉法人太子福祉会は提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

第45条（業務継続計画の策定等）

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第46条（その他運営についての留意事項）

- 1 事業者は、適切な指定短期入所生活介護サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。
- 3 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる【重要事項説明書】を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

第47条（県条例）

- 1 「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」（平成24年3月21日兵庫県条例第4号）に定める内容を遵守し、事業を行うこととする。
- 2 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 3 事業者は、その提供する指定短期入所生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

第9章 雑則

第48条（委任）

この規程の施行上必要な窓口については、施設長が別に定める。

第49条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議により行う。なお、内容変更を伴わない軽微な修正の場合は、理事長の決裁で修正できる。

附 則

本規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

本規程の制定により、旧ユニット型短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護「陽だまりの家」運営規程は廃止とする。